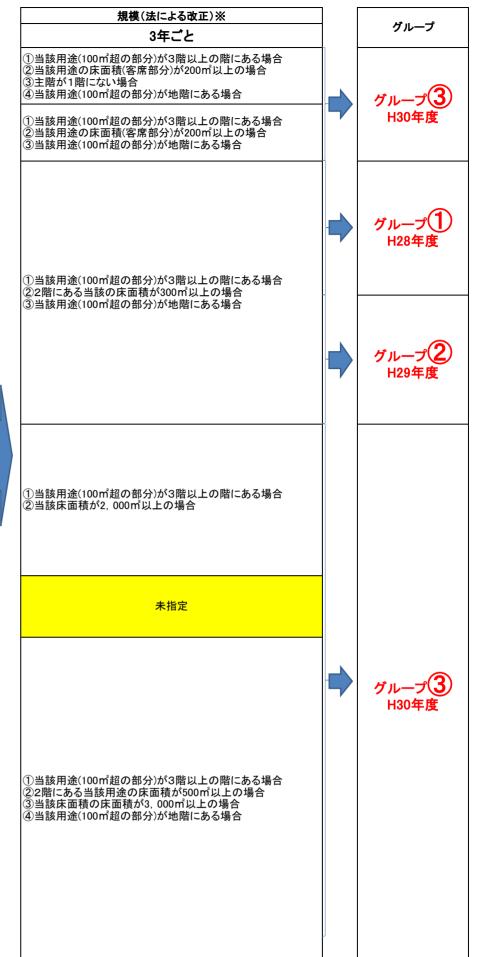
対象建築物及び設備の一覧

	家建築物及ひ		規模(現行)		
A. <u></u>	建築物の一覧表	1年ごと	2年ごと	3年ごと	
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場 ○観覧場(屋外観覧場は除く。)	_ 積の合計が200㎡ (屋外観覧席にあっ ては2,000㎡)を超え るもの	客席の床面積の合 計が200㎡(屋外観 覧席は除く)を超え るもの	その用途に供する 部分の床面積の合 計が200㎡を超える もの	
(2)	○公会堂 ○集会場 				
	○病院、診療所(患者の収容施 設があるものに限る。)	無し	3以上の階にあり、 かつ、その用途に供 する部分の床面積 の合計が500㎡を超 えるもの		
(3)	〇旅館、ホテル(簡易宿所を含む)	3以上の階にあり、 かつ、その用途に供 する部分の床面積 の合計が300㎡を超 えるもの	無し		
	〇共同住宅(サービス付き高齢 者向け住宅に限る。)				
	○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)	未指定			
	〇就寝用福祉施設				
	○体育館(学校に付随する体育 館を除く)				
	○博物館				
	〇美術館				
(4)	〇図書館				
. •	○ボウリング場、スキー場、ス ケート場、水泳場、スポーツ練習 場				
	○学校(公立学校を除く)	無し	3以上の階にあり、 かつ、その用途に供 する部分の床面積 の合計が2,000㎡を 超えるもの		
	〇百貨店	3以上の階にあり、 かつ、その用途に供		その用途に供する	
	〇マーケット	する部分の床面積 の合計が500㎡を超 えるもの	無し	部分の床面積の合計が200㎡を超える もの	
	〇公衆浴場	無し	その用途に供する 部分の床面積の合 計が300㎡を超える もの(個室付浴場に 限る)		
	〇展示場				
(5)	○キャバレー、カフェー、ナイトク ラブ、バー				
	○ダンスホール 	未指定			
	〇遊技場 				
	〇待合 				
	〇料理店				
	〇飲食店				
	〇物販店舗				

_ == ## #	*	対象(現行) 1年ごと		
B. 設備等	等の一覧表			
	エレベーター	下記以外のエレベータ かごの積載荷重が1トン以上のエレベーターで労働基準法別表 第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物 の作業場において専ら生産過程の原材料、製品等の運搬又は 搬送過程の貨物等の運搬の用途に供されるもの 及び一戸建て の住宅に設けられたエレベーター		
昇降機等	エスカレーター	一戸建ての住宅に設けられたエスカレーター以外のエスカレー ター		
	小荷物専用昇降機	指定なし		
準用工作物	観光用エレベーター	全て		
华州工作物	遊戱施設			
	換気設備			
建築設備	排煙設備	徳島市の特殊建築物の定期報告対象となっている建築物に設 けられた当該設備		
	非常用の照明装置			
防火設備	防火設備	指定なし		



※該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

対象(法による改正)
1年ごと
従前のとおり
<mark>追加</mark> フロアタイプに限る。※1
従前のとおり
従前の通り(法は指定無し)
追加 ①定期報告の対象となる建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖式のものに限る。) ②たて穴区画などにおいて防火設備設置が義務づけされている建築物の内、病院、有床診療所、就寝用福祉施設に設けられる

建業物の内、病院、有体診療所、税長用備征施設に設けられる 防火設備(随時閉鎖式のものに限る。) ※1 1戸建て等の個人住宅に設置したものを除く ※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上